

## 静岡県告示第 86号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月4日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行由比支店の項所在地の欄中「由比町屋原93番地の3」を「蒲原新田1丁目22番20号（蒲原支店内）」に改め、同表株式会社静岡銀行上新屋支店の項所在地の欄中「東区上新屋町23番地の8」を「中区板屋町527番地（浜松中央支店内）」に改め、同表株式会社静岡銀行浜松営業部名残出張所の項所在地の欄中「鹿谷町21番9号」を「田町322番地の7（浜松営業部内）」に改める。

2の(3)のエの表三島信用金庫大場支店の項所在地の欄中「大場11番地の11」を「新谷155番1号」に改める。

### 附 則

この告示は、次の各号に掲げる日から施行する。

- (1) 株式会社静岡銀行由比支店に係る改正規定 令和4年2月7日
- (2) 株式会社静岡銀行浜松営業部名残出張所に係る改正規定 令和4年2月14日
- (3) 株式会社静岡銀行上新屋支店及び三島信用金庫大場支店に係る改正規定 令和4年2月21日